

確定申告 正しく 早めに 市・県民税申告

2/16_金～3/15_金

土・日曜日、祝日を除く

☎確定申告について 島田税務署 ☎37-3121

☎市・県民税申告について 課税課 ☎36-7140

ところ／地域交流センター^{ほほろ}歩歩路 多目的ホール

開設時間／午前9時～午後5時(受付終了:4時)

期間中の申告相談は、申告会場のみ受け付けとなります。公共交通機関または近くの有料駐車場をご利用ください。

さい。発熱などの症状のある人や体調の優れない人は、来場を控えて、できる限り少人数でお越しください。

入場整理

会場に入るためには、**入場整理券(オンライン事前発行または当日配布)**が必要です

- オンライン事前発行分は、国税庁LINE公式アカウントから取得できます。(市・県民税申告を除く)
- 当日配布分は会場で配布します。(枚数に限りあり)
- 入場の際、LINE手続きで表示される「申込完了」画面

面または当日配布した入場整理券を確認します。

- 入場整理券には、会場への入場時間が記載されています。必ず指定時間に、会場へお越しください。なお、会場の混雑状況により、指定時間どおりに案内できない場合があります。



国税庁LINE

持ち物 ※収支内訳書、青色申告決算書、医療費の明細書は、あらかじめ作成してください。

【共通】 所得税の確定申告／市・県民税の申告 確認

令和5年中の収入が分かる書類／各種源泉徴収票の原本・収支内訳書・青色申告決算書など	<input type="checkbox"/>
令和5年中の控除額が分かる書類／国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料などの納付・控除証明書	<input type="checkbox"/>
障害者控除を受ける人／該当者の各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書など	<input type="checkbox"/>
雑損控除を受ける人／災害関連支出の領収書、保険金などの金額が分かるもの、り(被)災証明書など	<input type="checkbox"/>
配偶者や扶養親族の所得が分かる書類	<input type="checkbox"/>
医療費控除を受ける人／医療費控除の明細書、医療費通知(領収書の添付は不可)など	<input type="checkbox"/>
寄附金(ふるさと納税など)控除を受ける人／寄付先と寄付額を証明する書類	<input type="checkbox"/>

確認

申告者・扶養親族のマイナンバーカードか通知カード	<input type="checkbox"/>
申告のお知らせ／税務署からのハガキまたは令和6年度市民税・県民税申告書 ※前年の控えがあると便利です。	<input type="checkbox"/>
手続きをする人(来場する人)の公的身分証明書 顔写真あり／運転免許証・パスポートなど1点 顔写真なし／被保険者証・年金手帳など2点	<input type="checkbox"/>

【追加】 所得税の申告

スマホ申告に必要なもの／マイナポータルアプリをインストール済みのスマートフォン、マイナンバーカード(発行時に設定したパスワードも必要です。)	<input type="checkbox"/>
所得税の還付を受ける人／預金口座番号(申告者本人名義)の分かるもの	<input type="checkbox"/>

【追加】 市・県民税の申告

世帯外の人が代理で申告する場合／委任状	<input type="checkbox"/>
---------------------	--------------------------

【島田税務署からのお知らせ】

▶市内在住者が確定申告書などを書面で提出する場合は、次の宛先に郵送してください。

〒430-8584 浜松市中央区中央一丁目12番4号
浜松合同庁舎 名古屋国税局業務センター 浜松西分室 宛

※書面で提出する場合は、マイナンバーを記載し、本人確認書類の写しを添付してください。e-Taxで提出する場合は、島田税務署宛てに送信してください。

※所得税、復興特別所得税、贈与税の申告・納税は、3月15日(金)まで。個人事業主の消費税と地方消費税の申告・納税は、4月1日(月)まで。

確定申告

確定申告が必要な人

- 事業・不動産・譲渡などの所得があり、所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- 給与収入が2,000万円を超える人
- 給与所得があり、給与所得・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- 2カ所以上から給与をもらっている人 など

※公的年金の収入額が400万円以下で、それ以外の所得の合計額が20万円以下の人は、所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告は不要です。

※会場では原則、自分のスマートフォンで申告します。なおe-Taxを利用した申告は、会場以外でも行えて便利です。

※詳しくは、国税庁ホームページから。



国税庁HP

市県民税

市・県民税申告が必要な人

- 令和6年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人(原則、確定申告をする人を除く)
- 事業・不動産・その他の収入(太陽光発電による売電収入や内職収入など)があった人
 - 社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除など各種控除を追加で申告する人
 - 年末調整をした上で、給与所得または公的年金等以外の所得が20万円以下の人 など

住民税試算システムで申告書が作成できます

所得の状況などを入力することで、申告書の作成・税額・ふるさと納税の限度額を試算できます。

【郵送による申告書の提出】

郵送で申告書を提出する場合は、記入漏れが無いか確認し、添付書類(源泉徴収票・各種控除証明書など)とともに、課税課宛てにお送りください。

〒427-8501 中央町1番の1 課税課 宛



住民税試算システム

住宅控除

住宅借入金等特別控除説明会のお知らせ

新たに住宅借入金等特別控除を受ける人を対象とした説明会です。ご自身のスマートフォンで申告書の作成から提出まで行いますので、必ず必要書類をお持ちください。

とき/2月14日(水)・15日(木)

ところ/地域交流センター^{ほほろ}歩歩路 多目的ホール
開設時間/午前9時~午後5時(受付終了:4時)

必要書類/登記事項証明書・契約書の写し・年末残高証明書など

※入場には、入場整理券(当日配布分またはオンライン事前発行分)が必要です。

出張相談

【完全予約制】出張申告および税理士による無料税務相談所(金谷会場のみ)のお知らせ

相談内容が複雑な場合(譲渡所得や収入金額などが高額な人)や贈与税の申告を除きます。

とき・ところ

- ①2月27日(火)・28日(水) 川根支所 大会議室(2階)
- ②2月29日(木) 金谷公民館みんくる 集会室(2階)

開設時間(共通)

- ①午前9時30分~午後4時(28日(水)は正午まで)
- ②午前9時30分~午後3時30分

予約受付期間/1月31日(水)~2月14日(水)

※先着順。上限になり次第、予約受付を終了します。

予約方法(受付時間)

①インターネット(原則、24時間受け付け)

QRまたは市ホームページから、予約フォームへ
※1月31日(水) 午前9時から開始。

2月14日(水) 午後5時まで。

②電話で課税課へ(午前9時~午後5時)

○夜間・休日や受付開始前の受け付けはできません。
○予約開始日は、電話がつながりにくくなります。時間を空けてお掛け直してください。

持ち物/4ページの持ち物に加え、確定申告のお知らせはがき、昨年の確定申告書などの控え



電子申請

【長寿介護課からのお知らせ】

☎長寿介護課 ☎ 34-3294

医療費控除

▶6カ月以上寝たきりの人のおむつ代医療費控除には、主治医が発行する証明書が必要です(2年目以降は長寿介護課が発行する確認書)。

障害者控除対象者認定書

▶介護認定を受けている65歳以上の人は、「障害者控除」の対象となる場合があります。

※詳しくは、右のQRからホームページをご覧ください。または、長寿介護課まで電話でお問い合わせください。



ホームページ